



金 沢 市 公 報

号外第26号の2

令和3年(2021年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●教育委員会規則	
●規 則		○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附	
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則	(デジタル行政戦略課) 1	則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則	(教育総務課) 3
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 2	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(") 3
●訓令甲		●公営企業管理規程	
○金沢市辞令式に関する規程の一部改正について	(人 事 課) 2	○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程	(企業総務課) 3

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第66号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「、新型コロナワクチン接種推進室」を加える。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「公設花き地方卸売市場事務局」の次に「、新型コロナワクチン接種推進室」を加える。

別表第2第7項の表中

	11 子ども、高齢者等の医療費等の助成に係る受給者の資格の決定			○		を
	11 子ども、高齢者等の医療費等の助成に係る受給者の資格の決定			○		に
新型コロナワクチン接種推進室	1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者の決定		○			

改め、同表健康政策課の項中「予防接種」の次に「(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を除く。)」を加える。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

福祉健康局	福祉政策課 地域包括ケア推進室 健康政策課	地域福祉係 長寿福祉係 企画庶務係 健康推進係 医療助成係	を
-------	-----------------------------	----------------------------------	---

福祉健康局 新型コロナワクチン 接種推進室	福祉政策課 地域包括ケア推進室 健康政策課	地域福祉係 長寿福祉係 企画庶務係 健康推進係 医療助成係	に
-----------------------------	-----------------------------	----------------------------------	---

改める。

第10条第1項の表中「管理に関する事項」の次に「(新型コロナワクチン接種推進室が所管する事項を除く。)」を、「予防接種に関する事項」の次に「新型コロナワクチン接種推進室及び」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新型コロナワクチン接種推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

局 等	分 掌 事 務
新型コロナワクチン接種推進室	1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の企画、調整及び推進に関する事項

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第67号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第9条」を「、第9条、第10条第1号、第11条第3号並びに第19条」に改める。

本則に次の3条を加える。

(特定法人)

第5条 条例第10条第1号に規定する規則で定める株式会社は、別表第3に掲げる株式会社とする。

(退職派遣の対象とならない職員の特例)

第6条 条例第11条第3号に規定する規則で定める職員は、第3条に規定する職員とする。

(退職派遣者に関する報告)

第7条 任命権者は、毎年5月31日までに、前年の4月1日に始まる年度内における公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者に係る特定法人（条例第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の名称、特定法人の業務に従事すべき期間及び特定法人における処遇の状況等並びに法第10条第1項の規定により当該年度内に職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

金沢エネルギー株式会社

附 則

この規則は、令和4年3月31日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程（昭和51年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中第26号を第27号とし、第11号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 退職派遣者となるための退職 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により、職員が特定法人の業務に従事するため任命権者の要請に応じて退職すること。別表第1項を次のように改める。

1 採用する場合

(1) 金沢市職員に採用する

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により金沢市職員に採用する

別表第10項中「とする。」を「とする」に改め、同表中第45項を第46項とし、第11項から第44項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 職員が退職派遣者となるための退職をする場合

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により〇〇の業務に従事するため退職とする

附 則

この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和3年12月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第10号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年条例第59号）附則第2項の教育委員会規則で定める日は、令和4年3月31日とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年12月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第11号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年条例第13号）附則ただし書に規定する教育委員会規則で定める日（第2条の規定に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日とする。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月28日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第11号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「横川団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く」を「8番地及び86番地から302番地3までに限る」に改める。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

令和3年(2021年)12月28日 印刷
令和3年(2021年)12月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄